

## 富田林市条例第13号

### 富田林市犯罪被害者等支援条例

#### (目的)

第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び早期回復を図るとともに、市民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 関係機関等 国、大阪府、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体（以下「民間支援団体」という。）その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (4) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の偏見、無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、プライバシーの侵害、名誉の棄損、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失その他の被害をいう。

#### (基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳とそれに基づく固有の権利が保障されることを旨として行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、二次被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等の支援は、市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援及び犯罪被害者等を地域で支え合うことの必要性について理解を深め、二次被害を与えることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害を与えることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の就労及び勤務に十分配慮するとともに、犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する各種手続等に適切に関与することができるよう必要な支援に努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、前項の相談に応じ、必要な情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(初期段階における支援)

第8条 市は、前条の規定により設置した窓口において、犯罪等の被害を受けた市民に関する情報を提供する旨の連絡を受けた場合は、当該犯罪被害者等に対し、当該被害の軽減及び早期回復を図るため、速やかに市が実施する犯罪被害者等支援施策に係る情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(見舞金の支給)

第9条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給を行うものとする。

(日常生活の支援)

第10条 市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪等により日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等に対し、必要な支援を行うものとする。

(居住の安定に向けた支援)

第11条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、犯罪被害者等に対し、必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定に向けた施策)

第12条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪等により就業が困難となった犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための措置その他必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保に向けた施策)

第13条 市は、犯罪被害者等が二次被害及び当該犯罪等の加害者から再被害を受けることがないようにその安全を確保するため、犯罪被害者等の個人情報の適切な取扱いの確保その他必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第14条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害の防止、犯罪被害者等の名誉の尊重、犯罪被害者等が安心して暮らすための配慮の重要性その他犯罪被害者等に対する支援の必要性について、市民及び事業者の理解を深めるよう広報及び啓発を行うものとする。

(支援体制の整備)

第15条 市は、犯罪被害者等の支援を総合的かつ効果的に行い、もって犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び早期回復を図るため、支援体制を整備するものとする。

(民間支援団体との連携協力)

第16条 市は、犯罪被害者等の支援を効果的に行うため、民間支援団体に対し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に係る情報の提供その他必要な連携及び協力を行うものとする。

(支援の制限)

第17条 市は、犯罪被害者等の被害が自らの行為に起因したものである場合、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないとする場合は、支援を行わないことができる。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。